

:: 指定管理者制度導入施設 モニタリング・シート ::

評価年月日: 平成30年7月24日

1 基本事項	
公の施設の名称	相模湖林間公園
指定管理者の名称	津久井グループ運営共同企業体
指定期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日(5年間)
施設設置条例の名称	相模原市都市公園条例
施設の設置目的	都市における環境保全、景観形成、防災及びレクリエーション効果の実現。 生涯スポーツ社会の実現や豊かなスポーツライフの実現(平成23年3月:市スポーツ振興計画)
施設概要	所在地: 緑区若柳1432番地2 敷地面積: 97,217㎡ ・野球場(16,155㎡)(軟式・硬式対応) ・テニスコート(4面 2,957㎡ 人工芝) ・ゲートボール場(4面 2,154㎡) ・多目的広場(6,375㎡)・わんぱく広場(5,281㎡) ・管理棟(321㎡)
施設所管課の名称	環境経済局 環境共生部 津久井地域環境課(公園施設) 教育局 生涯学習部 スポーツ課(スポーツ施設)

2 管理実績								
項目(単位)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数合計(人)	50,216	51,343	58,384	62,192	59,553	56,354		
利用料金合計(円)	5,085,600	5,384,200	5,530,900	5,441,470	6,093,570	6,329,240		

3 成果指標の達成度	
指標名(単位)	野球場利用件数(件)、テニスコート利用件数(件)、ゲートボール場利用件数(件)
指標式と指標の説明	達成度 = 実績件数 ÷ 目標値 × 100 目標値: 平成29年度は、平成26年度～27年度2年間の利用件数の平均値

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標値(件) 野球場	490	490	490	580	550	550		
実績値(件) 野球場	607	568	542	562	525	517		
達成度(%) 野球場	123.9%	115.9%	110.6%	96.9%	95.5%	94.0%		
目標値(件) テニスコート	2,600	2,600	2,600	3,260	3,390	3,520		
実績値(件) テニスコート	3,212	3,321	3,463	3,590	3,554	3,270		
達成度(%) テニスコート	123.5%	127.7%	133.2%	110.1%	104.8%	92.9%		
目標値(件) ゲートボール場	310	310	310	420	510	650		
実績値(件) ゲートボール場	432	420	616	685	744	714		
達成度(%) ゲートボール場	139.3%	135.4%	198.7%	163.1%	145.9%	109.8%		

施設の設置目的や施策の達成度を客観的に評価するため、指定管理者の募集において示した成果指標。

4 評価		
指標名	評価	コメント
施設の設置目的の達成度	B	野球場の達成度は94.0%、テニスコートの達成度は92.9%と若干、目標値を下回っている。ゲートボール場は109.8%と目標値を上回っている。
事業・業務の履行状況	A	施設の管理運営については、概ね適切な管理運営がなされている。利用者満足度調査結果の総合的な満足度も高水準を保っていることから、施設管理や接遇における職員への日頃の研修の成果が表れたものと評価する。 自主事業については、平成28年度実績より参加者が減少した事業や未実施の事業も見受けられるため、事業内容や実施時期、代替事業等の検討が求められる。
利用者満足度の向上度	A	平成29年度利用者満足度調査では、総合的な満足度に対する「満足・やや満足」の回答が目標値90%を上回る95.1%得られている。
財務状況の適正性	B	評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っているが、選考委員会においても本体の経営状況に特段の課題はなかった。

【施設の設置目的の達成度】の評価基準

モニタリングシート(3 成果指標の達成度)における“達成度”の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

【事業・業務の履行状況】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式1)における“評価”の内容について、次の基準により評価する。

- S: 全ての評価項目に「満足」または「やや満足」の数が評価項目の総数の3分の2以上である。
- A: 全ての評価項目に「満足」または「やや満足」の数が評価項目の総数の3分の2未満である。
- B: 全ての評価項目が「満足」である。
- C: 「満足」と「やや満足」のどちらもつかない項目が1つある。
- D: 「満足」と「やや満足」のどちらもつかない項目が2以上ある。

【利用者満足度の向上度】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式2)における“達成度”の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

【財務状況の適正性】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式3)における“3 指定管理者の団体本体の経営状況”の内容について、次の基準により評価する。

- S: 評価対象年度の決算において、収入が支出を上回っており、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - A: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っておらず(収支が一致している、予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - B: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っているが(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - C: 評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っている(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、または選考委員会による意見として本体の経営状況に「若干の懸念がある」とされた場合
 - D: 評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行って(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「重大な懸念がある」とされた場合
- 「財務状況の適正性」の項目については、グループ全体としての評価とする。(複数の施設をグルーピングしている場合のみ)

客観的評価として以上の基準によりS・A・B・Cを判定し、選考委員会の意見を踏まえて調整することも可能とする。

5 施設所管課による総合評価

コメント	<p>利用者満足度調査における満足度の結果の中でも、接遇面において「満足」「やや満足」が98.6%という非常に高い水準となっており、日ごろの研修の成果が表れたものと評価する。 今後もこの水準が維持できるよう引き続き研修等の充実に努めていただきたい。</p> <p>自主事業については、未実施事業のものや、新規事業の実施がなく参加者数も平成28年度より減少している事業が多く見受けられるため、更なる努力と新規事業の検討を図られたい。</p> <p>施設面においては、野球場の土の入れ替え、テニスコートの補修等施設機能の維持に努めたこと。また、熱中症対策としてミストシャワーを設置し、利用者の利便性に寄与したことは評価する。</p> <p>なお、トイレに関するご意見が寄せられていることから衛生管理を徹底し、今後も多くの市民に親しまれる公園施設として安全管理の徹底や施設の維持管理に努めていただきたい。</p>
------	--

6 指定管理者選考委員会による評価

評価実施日	平成30年7月24日
コメント	<p>施設の老朽化が見受けられる。市に施設改修を検討していただき、市民にとってより良い環境での施設利用を望む。</p> <p>SNS等を活用し携帯電話利用者へ情報発信するなど、施設利用者の増加に向けた取り組みを図られたい。</p> <p>施設の管理運営については、引き続き安全面に配慮した運営をお願いしたい。</p> <p>本社管理経費についての割合が高いため、予算についての見直しを図られたい。</p> <p>事故防止の観点からも、できるだけ指定管理者からの改修要望についての対応をお願いしたい。</p>